

社会福祉法人改革について

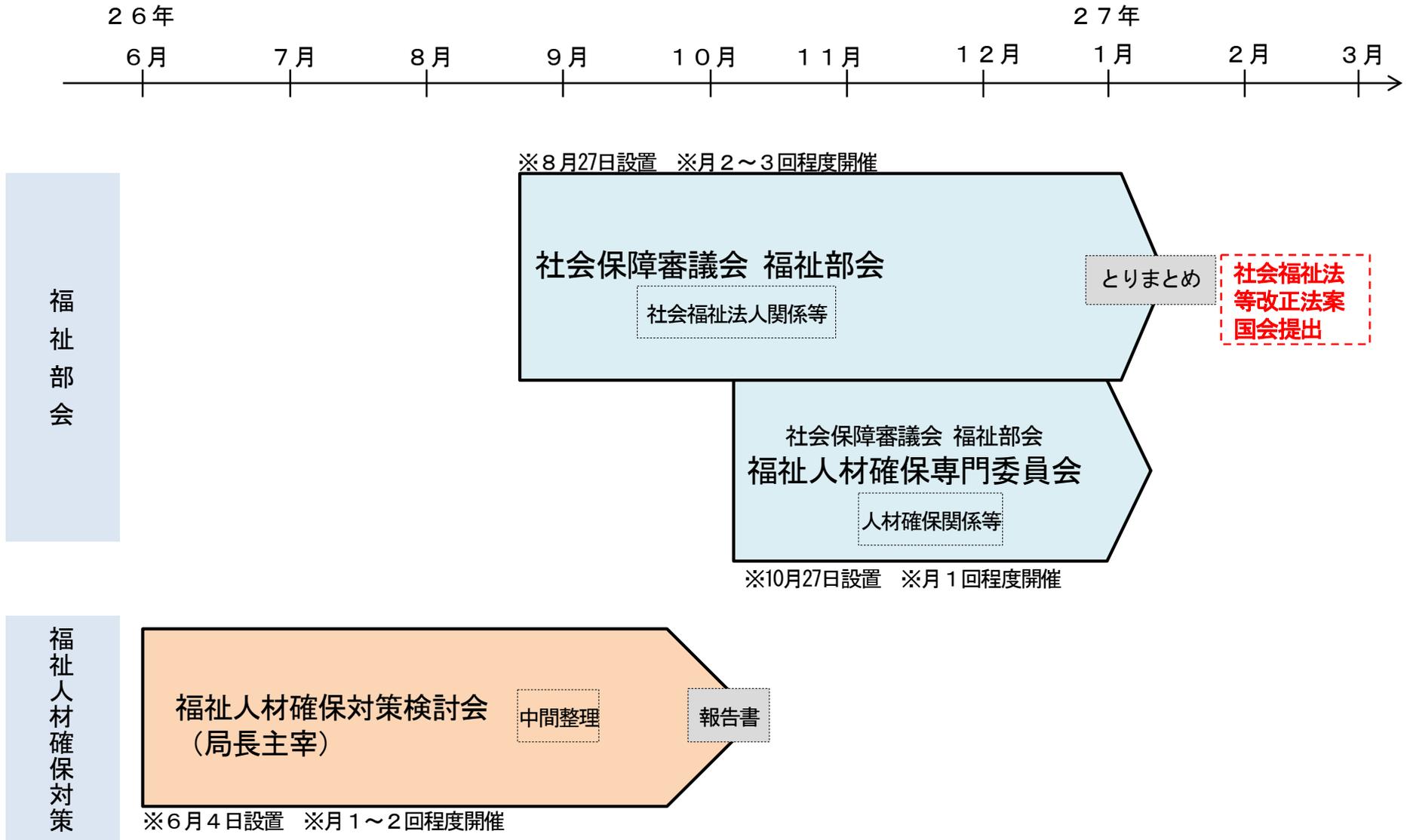
平成26年12月15日

厚生労働省社会・援護局

社会保障審議会福祉部会について

- 8月27日(水)に、社会保障審議会 福祉部会を立ち上げ。
 - 福祉部会では、
 - ・「社会福祉法人制度の見直し」
(論点) 経営組織の在り方、業務運営・財務運営の在り方、運営の透明性の確保の在り方、
行政の関与の在り方 等
 - ・「福祉人材確保対策」
(論点) 介護人材等の総合的な確保方策、介護人材における介護福祉士の位置づけ・介護福祉士の資格
取得方法 等
- 等について議論を行っている。
- このうち、「福祉人材確保対策」については、福祉部会の下に専門委員会を設置。
- 福祉部会の委員
 - ・座長： 田中 滋氏(慶應義塾大学名誉教授)
 - ・構成： 学識経験者等 9名
福祉関係団体の代表 6名
資格関係団体の代表 4名
労使団体・地方公共団体の代表 4名

社会福祉法人改革及び福祉・介護人材確保対策の検討の進め方（案）



社会保障審議会福祉部会の審議経過

検討事項 (規制改革実施計画における措置事項)	論点	
■ 総論		 第1回(8月27日開催)
■ 経営組織の在り方 (経営管理体制の強化)	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査 等 	 第2回(9月4日開催)
■ 運営の透明性の確保の在り方 (財務諸表の情報開示)	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表 等 	 第3回(9月11日開催)
■ 業務運営・財務運営の在り方 (内部留保の明確化 社会貢献活動の義務化 等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け (「社会貢献活動」含む) ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律 (いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策 等 	 第4回(9月30日開催) 第5回(10月7日開催) 第6回(10月16日開催) 第7回(10月20日開催)
■ 行政の関与の在り方 (所轄庁による指導・監督の強化 等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け 等 	 第8回(11月10日開催)

経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

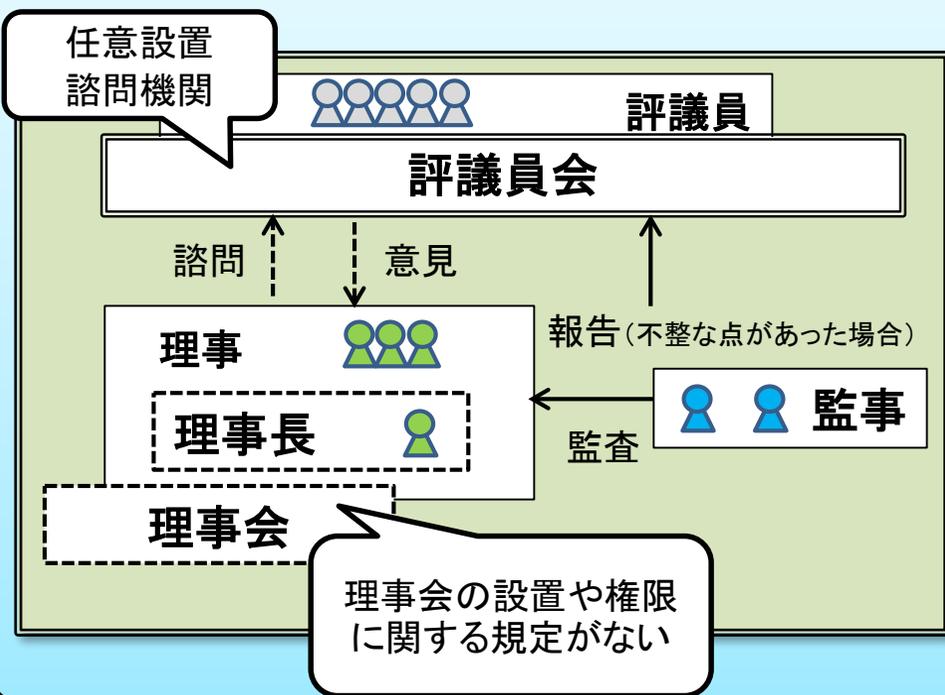
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

(参考) 社会福祉法人の経営組織と公益法人の経営組織

社会福祉法人(現行)

○ 現行の社会福祉法人における経営組織の主な枠組みは以下のとおり。

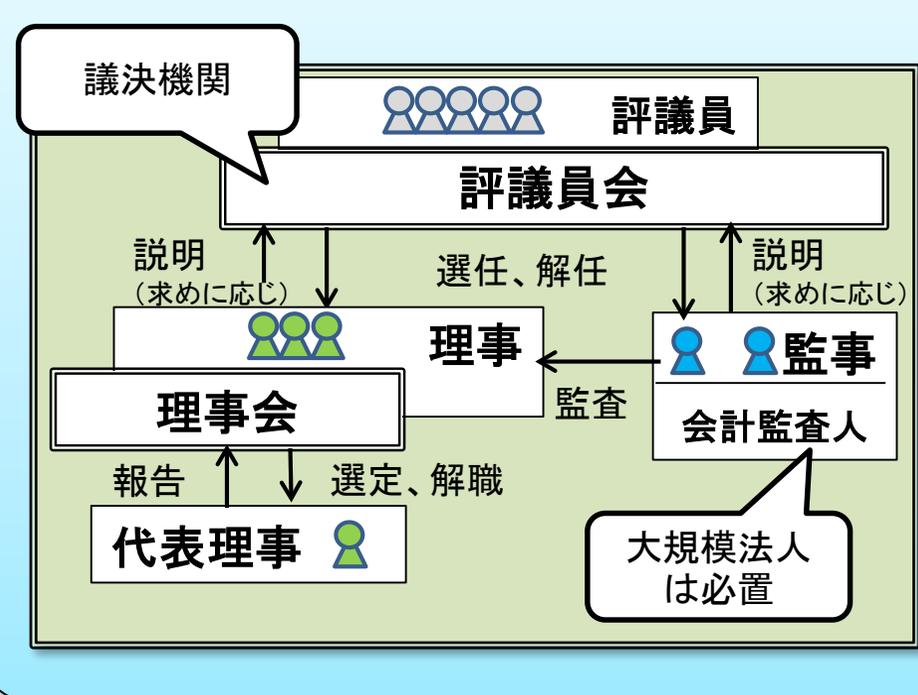
- ① 法令上理事長の規定はない。
※全ての理事が社会福祉法人の業務の全てについての代表権を有する(法第38条)。
- ② 法令上理事会の規定はない。
※法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決する(法第39条)。
- ③ 評議員会の設置は法令上任意。
※重要事項については、定款で評議員会の議決を要することができる(法第42条)。



一般財団法人・公益財団法人

○ 一般財団法人・公益財団法人は、以下のとおり、法令で、各機関の役割や責任を明記。

- ① 代表理事は、法人を代表し、業務を執行。
- ② 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う。
- ③ 評議員会の設置は必置とされ、議決機関として位置付けられている(定款の変更、理事等の選任・解任、役員報酬)。



運営の透明性の確保について

見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	—	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の内部留保についての考え方

○ これまで諸方面から提起されてきた議論は、社会福祉法人が事業運営の中で財政的な余裕（余裕財産）を生じさせているのではないかという問題意識。

* これまで、社会福祉法人の内部留保について確立した定義はない。

（平成23年・平成25年の介護給付費分科会において、特別養護老人ホームについて2種類の内部留保に関する考え方が示されている。）

- ・ 「発生源内部留保」（資本の面から見た利益の蓄積） : 特養1施設当たり平均約3.1億円
- ・ 「実在内部留保」（資産の面から見た現預金等） : 特養1施設当たり平均約1.6億円

◆ 『社会福祉法人が事業運営において財政的な余裕（余裕財産）が生じさせているのではないか』という問題意識に対応し、社会福祉法人自らが説明責任を果たせるよう、「余裕財産」の具体的な状況を「見える化」する仕組みを検討する必要。

◆ 新たな仕組みにより余裕財産が「見える化」された場合には、必要に応じこれを福祉サービスの向上や、地域で必要とされる福祉サービスへの取組み等に活用するといった仕組みが必要。

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

∧ 計画的再投下対象財産が生じた場合 ∨

③「地域公益活動」を含む福祉サービスへの再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

行政の関与の在り方について

- 社会福祉法人に対する所轄庁による指導監督については、その強化を図る観点から、以下の方向で議論されている。

基本的考え方

- 法人運営の中で行政が関与すべき範囲を明確にして重点的に監査等を行うとともに、専門性を要する分野等においては外部の機関等を積極的に活用することにより、全体として指導監督の機能強化を図る。
- 指導監督の実効性を確保するため、以下の規定を整備する。
 - ① 法令違反等の不適正な運営が行われていないかを確認し、実効性ある是正措置等を講ずることができるよう、立入検査等詳細な検査に係る権限規定
 - ② 経営改善や法令遵守等の徹底の観点から、勧告・公表に係る規定
- 国・都道府県・市それぞれの機能と役割を明確に位置づけた上で、都道府県が管内の所轄庁の連絡調整や支援を行う等、重層的に関与する仕組みを構築するとともに、法人の財務諸表等を都道府県や国において収集分析し、サービス利用者や法人経営者の利用に供する仕組みとする。